令和5年度

事業計画

^{社会福祉}大井町社会福祉協議会

令和5年度 事業計画

- □高齢者のみ世帯や単身要介護高齢者等が推計よりも早いスピードで増加するなかで、新型コロナウイルス感染症による新たな生活様式などの影響も加わり、さらに孤立化等を加速させています。
- □また、外出や交流の機会が減少したことで、筋力・体力の低下や認知機能の低下が進んでいる方 が増加の傾向にあります。
- □精神障がい者をはじめ、発達障がい児が増加しています。地域活動や就労など、障がい者の様々 な活動への参加支援が求められています。
- □本会が実施する「移送サービス」並びに「生活応援隊」では、近年著しく相談や登録の件数が増加しておりましたが、令和4年度は、許容を超える依頼が寄せられ、「お断り」や「職員対応」をするような状態が継続しています。
- □様々な個別支援を通じて、地域づくりにつなげる視点を共有するとともに、内容や状況に応じて 仕組み作りや制度化へもつなげられるよう、関係者との連携・協働が不可欠です。
- □様々な形態での「参加」を促進するとともに、主体的に取り組めるような「役割」が持てるよう な啓発や機会の提供が求められています。

重点課題及び対応事業

(1)住民参加による支えあい活動の推進

小地域福祉活動推進組織をはじめ住民参加型在宅福祉サービス、各種ボランティア活動の充実 を図り、住民同士で支えあい「ともに生きる」活動を推進します。

- ・ふくしの会をはじめとする身近な地域での居場所づくりを推進するためのモデル事業の実施
- 生活支援の仕組みづくりへ向けた生活支援ニーズ等実態調査の普及(西大井ふくしの会との連携)
- 住民参加型在宅福祉サービスの拡充(生活応援隊、移送サービス、買物支援事業、等)
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営のための人材の養成・訓練等の実施
- ・小・中学校と連携した体験型福祉教育の推進
- ・社会福祉士実習生受入れ、ボランティア講座の開催による人材の育成

(2)協働による相談・支援のしくみづくり

地域・在宅・相談の各部門の実施事業をとおして町民の困りごとを把握し、各種制度やサービスにつなぎ、住民活動と関係機関・団体との協働で解決を図っていきます。

- ・課題やテーマ毎に研修会等を開催(外出支援・ゴミ出し支援等)
- ・町行政・民生委員・ふくしの会・町内企業等とのネットワークを拡充し相談支援機能を強化

(3) | CT※1の活用による、更なる情報発信と活動の可視化

リアルタイムな情報発信と、既存の活動などを可視化し、より多くの方々と情報や活動を共有することで、理解の促進を図るとともに活動を拡充します。

- ビッグレスキューで kintone を活用した災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
- SNS 等の活用による情報発信力の強化(LINE公式アカウントの友達獲得推進)

|(4)ともに生きる社会づくりへ向けた基盤整備と活動の推進|

障がいのある方々の就労場所の確保へ向けて、「検討会」を設置して協議を行います。また、認知症 高齢者や障がいのある方々を対象とする、法人後見事業の受任を進めます。

- 「障がい者の就労に関する検討会」の開催
- 法人後見事業の実施
- ※1 ICTとはインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、意味は「情報通信技術」です。
- ※ 2 SNS とはソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービスです。

体系図

基本理念 住民 の 加と支えあい 安心して誰もが住みよい福 祉のまちづくり」

参

による

1. 地域福祉活動推進部門

(1) 生活支援コーディネーター設置

(生活支援コーディネーターの受託、協議体への参画・連携、生活支援 サービスの拡充)

(2) 小地域福祉活動推進事業

(新たな活動メニューの提示、推進組織への助成、連絡会の開催・情報提 供、連携)

(3) ボランティアセンター事業の拡充

《新ビッグレスキューへの参加、各種ボランティア講座の開催・活動の推 進、災害ボランティアセンター機能の拡充)

- (4) 第4次地域福祉プランの策定 (策定委員会の開催)
- (5) 広報・啓発活動、情報提供の充実

(ホームページの更新、ICTの活用、SNSを活用した情報発信の拡充、 社協おおい発行、福祉みんなのつどい・ボランティアフェスティバル開催)

(6) 福祉教育の推進

(ふれあい教育普及校事業、福祉作文の募集、サマーチャレンジセミナー の充実、社会福祉士相談援助実習や課題解決型学習(PBL)の受け入れ)

(7) 住民相互の関係づくり支援

(行事用機材の貸出、ふれあい広場の開催支援、チャリティーゴルフ大会 の開催支援)

(**8) 当事者活動への支援**(かざみどり・老人クラブ等関係団体への支援)

2. 在宅福祉サービス部門

(1) 住民参加型在宅福祉サービス

(買物支援事業、レスパイトサービス、移送サービス、生活応援隊の実施)

(2) その他の在宅福祉サービス(車いす貸出)

3. 相談支援事業部門

- (1) 福祉サービス利用援助(日常生活自立支援事業)
- (2) 資金貸付事業(生活福祉資金貸付事業)
- (3) 相談事業(地域や関係機関・専門職との連携)
- (4) 成年後見制度に関する取組(法人後見等の受任)
- (5) 障がい者の就労に関する取組(検討会の開催)

4. 法人運営部門

- (1)組織運営の充実 (理事会、評議員会、監事会等)
- (2) 財務管理、財源の確保

(社協会員会費の増強、寄附金受入、新たな助成金等の活用)

(3) 職員の連携強化・資質向上

(資格取得支援制度、人事評価と個別研修計画の一体的運用の試行)

(4) 地域福祉推進のためのネットワーク

(住民、行政・関係事業者・専門職等との連携)

事業概要

1. 地域福祉活動推進部門

- ○生活支援コーディネーター事業のこれまでの取り組み実績を踏まえて、事業の成果や 課題を整理し、さらなる事業展開を図ります。
- 〇広報啓発活動では、地域の活動や社協の事業への支援並びに協力をさらに推進するために、ICT を活用し情報発信力の強化に取り組んでいきます。
- 〇ふくしの会活動にいては、居場所づくりなどの活動が再開されていますが、より多く の地区(小地域福祉活動推進組織未設置地域を含む)へ推進していきます。

①生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)設置 ※町受託事業

		既存の取組・組織等を活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地
	的	域のニーズと取組のマッチング等のコーディネートを行い、生活支援・介護予
		防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。
		買物支援事業の実施による優先的な生活課題の改善を図ります。また、モニタ
		リングによる事業評価を行い、大井町流の生活支援のしくみづくりを進めます。
	標	≪中長期目標≫
		大井町全域を対象とする生活支援のしくみづくりを構築し、共に支えあう地域
		福祉の実現へ近づけます。
		①生活支援ニーズと生活支援サービスの担い手とのマッチング(地域との連携)
		②買物支援事業の拡充(わくわく・ショッピング、移動販売)
内	容	③生活支援担い手養成・フォローアップ
		④生活支援サービスの研究・検討
		⑤課題別研修会等の開催

②小地域福祉活動推進事業

	的	自治会を単位とした生活圏域での福祉活動を推進します。
		これまで取り組んできたサロン活動(居場所づくり)の再開へ向けた支援をし、
		サロン活動を拡充します。
		上記③地域デビュー講座をモデル的な取組として、希望する推進組織に講師を
		派遣する形式で実施します。
		また、西大井ふくしの会が実施された、「地域福祉・生活支援活動アンケート調
	標	査」の手法や成果を普及し、実施へ向けた支援を行います。
		≪中長期目標≫
		サロン活動をきっかけに、地域の居場所やつながりを再構築するとともに、
		参加者・担い手といった立場に関わらず、生活の困りごとについての会話を通
		じて、また、チョットした異変などに気づくことから身近な地域での支えあい
		に繋げます。
		①小地域福祉活動推進組織助成金交付・連携・協働
.	(c	②小地域福祉活動推進組織連絡会開催
内	容	③地域デビューのきっかけづくり講座等の開催 (スマホサロン、等)
		④「地域福祉・生活支援活動アンケート調査」の普及・実施支援

③ボランティアセンター事業の拡充

		こングー学术の心が
		ボランティア活動の普及・啓発事業を目的に、ボランティアの日などの事業を
	的	実施します。また、各種ボランティア講座等を開催しボランティア人材養成・
		確保に努めます。
		①グループとの協議により必要に応じたサポートを行います。
		②学校等のより主体的な活動につながるよう広報・啓発を行います。
		③既存グループと連携し、より多くの方に受講・登録・活動してもらえるよう
		に進めます。
	+西	④災害ボランティア並びに移送サービス運転ボランティアなどの人材を重点的
	標	に養成します。
		≪中長期目標≫
		ボランティア活動を通じて、地域の現状・課題を知り、そうした課題を我が事
		として捉え主体的な活動となるように推進します。また、地域活動への参加・
		つながりを構築し、ボランティアネットワークを拡充します。
		①ボランティアグループへの支援
		社協に登録されているボランティアグループに対して、必要に応じ活動助
	容	成金の交付などを行い、活動をサポートします。
		②「ボランティアの日」の推進
		ボランティア活動のきっかけづくりとして実施している『ボランティアの
_		日』を推進し、ボランティアの裾野を広げます。
内		③ボランティア養成講座の開催によるボランティアの発掘・育成
		傾聴ボランティア入門・災害ボランティア養成講座等の開催
		④災害ボランティアセンター機能の拡充
		・災害ボランティアセンター協定・設置・運営マニュアルの見直し
		新ビッグレスキュー (県町合同総合防災訓練) への参画
		・kintone を活用した、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練

④第4次地域福祉プラン策定委員会の開催

	的	地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体計画である地域福祉プランの第4次計
	הם	画を策定します。
		町福祉課と協働で策定委員会を開催します。時代の変化に即した計画策定がで
	標	きるよう、これまでと同様にアンケート調査等を実施し、町民の意向や状況等
		を反映します。
内	容	第4次地域福祉プラン策定委員会の開催(4回~5回開催)

⑤広報・啓発活動、情報提供の充実

	的	福祉に関する、サービス・ボランティア・地域活動等のタイムリーな情報を発
	מם	信し、福祉への理解・参加を促進します。
		①ホームページの定期更新等により、アクセス数を増やし情報の発信・周知方
		法の拡充を図ります。(SNSとの連携)
\blacksquare	標	②ICTの導入により、日々の業務についてはデータベースとの関連付けを図
		り、管理業務をスリム化します。災害時においては、ボランティアセンター
		運営の効率化につなげます。

		③福祉みんなのつどいは、事業の開催内容・方法を改めて検討します。
		④「社協おおい」は更に内容の充実を図ります。
		⑤サマーチャレンジセミナー・福祉作文の実施状況に応じて発行します。
		≪中長期目標≫
		複数の広報媒体を駆使し若年から高齢の方までより多くの方々に情報を届け情
		報の共有・共感を通して協働・連携を強化し地域共生社会の実現をめざします。
		① ホームページの更新
		情報提供手段として、ホームページを活用するとともに、LINE 公式アカウ
		ントからのタイムリーな情報発信を実施します。
		②ICTの導入により、業務の効率化を図るとともに、社協内・外とのネット
		ワークを拡充します。
内容	r No	③福祉みんなのつどい・ボランティアフェスティバルの開催
		福祉功労者への表彰状並びに感謝状贈呈、福祉作文優秀賞贈呈。また、ボ
		ランティア活動の普及・啓発を目的に、体験コーナー等を設置します。
		これらの開催方法について、検討します。
		④「社協おおい」発行(年6回)し全戸配布と関係機関へ配布・設置します。
		⑤「みんなの想い」(福祉作文集)発行

⑥福祉教育の推進

	的	児童・生徒の福祉意識の醸成と、福祉をテーマとした総合的な学習の更なる導
	הם הם	入を推進します。
		①②③の事業については、学校等との連携を図りながら進めます。
		④社会福祉士相談援助実習受入れ機関として積極的に実習生を受け入れ、後継
	1 西	者育成に貢献します。また、学生の受入れにあたり、職場や日常業務のあり
	標	方を見直す機会とします。
		≪中長期目標≫
		将来的に福祉に携わる人材養成につながるような事業間の連携を図ります。
		①ふれあい教育普及校事業の実施
	容	町内4校の担当教諭との連絡会を開催し、福祉をテーマとした、総合的な
		学習の導入へ向けた情報提供や意見交換等を通じ、相互理解を深め福祉教育
		を拡充します。
		②サマーチャレンジセミナーの実施
内		小学校高学年、中学生を対象とした夏期福祉体験講座を開催します。
		③福祉作文の募集
		④社会福祉士相談援助実習の受入れ
		社会福祉士実習機関として、相談援助実習の受入を積極的に行い、福祉人材の
		養成に努めます。

⑦住民相互の関係づくり支援

	的	多様な主体との連携が求められる昨今、各種実行委員会事務局として関わるなかで、新たなネットワーク構築の好機と捉えて活動を支援します。
rt)	容	①行事用機材の貸出
内		地域活動の再開に向けて、貸し出し機材の整備を行います。

②ふれあい広場開催支援 実行委員会事務局として会議等の開催及び準備・当日の運営を支援します。 ③チャリティーゴルフ大会の開催支援 実行委員会事務局として会議等の開催及び準備・当日の運営を支援します。

⑧当事者活動への支援

	的	支援団体等の主体的な活動支援と、支え合いのまちづくりに向けた取組を推進
=	הם	します。
—	∽	◆老人クラブ連合会 ◆かざみどり ◆ともしびショップ「ゆう」
הא	台	◆身体障害者福祉協会

2. 在宅福祉サービス部門

利用者が継続的に増加している「移送サービス」「生活応援隊」「わくわく・ショッピング」等の体制強化を図りサービスの安定に努めます。また、個別の支援を通じて地域づくりへつなげるために、住民の皆様の理解と協力を図っていきます。

①買物支援事業(一部委託事業含む)

	ńл	買物が困難な方々を対象に、関係機関や住民の協力を得て「移動販売」と「わ
	的	くわく・ショッピング」を実施し、買物の課題を解決します。
		買物支援事業として選択肢を増やし、既存の宅配などと併用して頂きながら、
		多様化する困りごとに対応することで生活の質(QOL)の向上に貢献します。
	標	≪中長期目標≫
		地域公共交通会議などとの連携を図り、大井町の交通インフラの動向を確認し、
		必要に応じた事業を実施します。
		①松田町の移動販売車の空き時間を活用し、水曜日の午後大井町内の拠点で食
ch.	∽	料品等の販売を行います。
内	容	②「わくわく・ショッピング」を登録制で実施します。ボランティアの運転・
		介助により町内のスーパーマーケットへ快適で安全な運行を実施します。

②移送サービス事業(福祉有償運送)

] 的	歩行困難な要介護・要支援高齢者、障がい者等の移動手段として、運転ボラン
	הם	ティアの協力を得て通院等の支援を実施します。
		増加する高齢者等のニーズを把握するとともに、対応できる体制の整備に努め
	標	ます。
=	憬	≪中長期目標≫
		会費や共同募金配分金だけに頼らない財源の確保について検討します。
		①福祉有償運送として国土交通省への登録により、上記の方を対象に通院や入
内	容	退院などの送迎を主にボランティアの運転で実施します。
		②事業運営上の見直し・検討を随時行います。

③レスパイトサービス

	的	知的障がい児者の社会参加・地域交流等を目的に実施します。
	標	利用世帯のニーズと事業のあり方を見直すとともに、公共施設の貸し出し状況
	尓	を確認し事業を実施します。
内	容	長期休みの間に、ボランティアの協力を得て実施します。

④生活応援隊

	的	ひとり暮らしの高齢者や外出が困難な方々を対象に、困りごとの解決手段とし
		て地域と一体になり支援活動を推進します。
		①協力員の集まる機会を設け、事業の実施状況や地域の課題等を共有し連帯感
	標	を高め体制の強化を図ります。
		②先進地区の取組等を参考に、大井町流の支援の仕組みづくりを進めます。
		≪中長期目標≫
		協力員の組織化を促しより主体的な取組として広げます。
		①日常生活の困り事の解決を目的に、安価な有償サービスとして協力員による
	容	生活支援活動を実施します。
内		②ゴミ出しや移送サービスの付き添いなど新たな支援内容の依頼に対し、町内
		全域を対象に、スムーズに支援ができるように体制整備を図ります。

⑤福祉機器貸出事業

		在宅での療養生活の利便を図るため、虚弱な高齢者等(原則として介護保険対
=	的	象外の方)に車いすを貸出します。
	標	介護用品レンタル事業との整合性を図り、本事業の対象者や活用方法を見直し
		ます。
内	容	介助用・自走式車いすを3か月以内で貸出します。(更新可)

3. 相談支援事業部門

住民の困りごとなどの相談に加え、地域の様々な活動を通して困り事を抱えた人を誰もが受けとめ、社協をはじめ関係機関へつなげるよう、相談内容や対象を限定しない包括的な相談・支援ネットワークの仕組みづくりを推進します。

認知症、知的障がい等によって物事を判断する能力が十分でない方に対して、法人と して本人の権利を守る成年後見人等の受任を進めます。

①日常生活自立支援事業(神奈川県社会福祉協議会受託事業)

	的	認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者等を対象に、福祉サービスの利用
		に伴う契約等の手続や利用に伴う支払いなどの支援を行います。
	† =	利用者の自己実現をサポートするために、体制整備を図るとともに、職員の
	標	スキルアップを図ります。
	容	①サービス利用等に関わる困り事の状況を把握したうえで、アセスメント及び
		ガイドライン・局内カンファレンスを実施します。
内		②契約締結により支援の実施
		③支援内容は利用者との相談により支援計画を作成し、金融機関での払戻や支
		払いなど、計画に則って実施します。

②生活福祉資金貸付事業(神奈川県社会福祉協議会受託事業)

	的	低所得世帯や高齢者・障がい者世帯などを対象に、一時的に資金を貸し付ける
	הם	ことを通じて、世帯の自立支援を図ります。
		資金の貸付と返済や完済までの流れの中で、貸付利用世帯がこれからの生活に
目	標	希望が持てるよう地域民生委員や関係機関と協働し、問題や課題解決に向けた
		支援を行います。

		①生活福祉資金の貸付相談を通した自立援助・相談・支援(総合支援資金、福
内	容	祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金)
		②県社協の食品支援活動を活用し緊急時の食糧支援を実施

③相談事業

B	的	これまでの相談の概念に捉われない、「断らない相談」へ向けて課題の整理・方針の検討を進めます。
B	標	複雑化・複合化する相談等にも対応できるよう、総合相談の実現へ向けて社協内・関係機関との話合いの場を持ちます。
内	容	①地域住民・活動、関係機関や専門職など、様々なネットワークを通じ、問題の把握から解決へ向けた取組を推進するため、考え方の整理並びに普及・啓発を実施します。

④成年後見制度に関する取組

	的	認知症や知的・精神に障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活する
		ためには、権利擁護の充実が求められており、本会が成年後見人等となりその
		方の判断能力を補い、権利を擁護し、安心して生活できるように支援します。
	標	法人後見審査会を設置し、受任を進めます。
		また中長期的には、判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある人へ、社
		協ならではのネットワークを生かし、法人後見事業や日常生活自立支援事業を
		通じて、身上保護や財産管理など権利擁護を推進します。
	容	①認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分ではなく、契約
		や財産の管理等をすることが難しい方に対して、権利を擁護し、安心して生
内		活できるように法人後見事業を実施します。
		②法人後見審査会を設置・開催します。

⑤障がい者の就労に関する取組

	的	障がい者の就労等に関して、現状の課題を整理するとともに、解決策を検討す
		ることを目的に「検討会」を設置します。
Ħ	標	障がいのある方々が、町内で安心して働けるための環境整備へ向けて、当事者
	示	や関係機関と連携を図り解決へ向けた取組を進めます。
	容	①障がい者の就労ニーズ等の把握をします。
内		②先進事例の視察等研修会を開催します。
		③ニーズの解決へ向けた方策を検討します。

4. 法人運営部門

職員の専門性を高め、組織体制の強化を図ります。

①組織運営の充実

		社会福祉法人制度改革を踏まえ、理事会・評議員会機能の強化を図ります。
	的	特に理事会においては、協議体、運動体機能をより発揮するための運営の充実
		を図ります。
		組織運営上の問題や課題解決、今後の取組について、理事会や関係機関等との
目	標	協議を継続的に進めます。具体的な協議や取組について、正副会長会議を中心
		として進め、状況に応じた段階的な課題解決を進めます。

		①理事会の開催
		②正副会長会議の開催(随時開催)
内	容	③評議員会の開催
		④監事会の開催 財産の状況・事業執行状況の監査
		⑤研修会への参加

②財務管理、財源の確保

		法人運営における活動財源確保は喫緊の課題であり、これまでの方法にとどま
目	的	らない自主財源確保の方法など、理事会等での協議を踏まえ計画的な取組を行
		います。
	標	法人運営財源の現状について、改めて理事会など組織内機関で確認し、今後の
	行示	地域福祉の中核を担う社協の組織運営体制についての共通の理解を進めます。
		①社協会員会費の更なる理解を図るため、自治会組長会議等へ積極的に参加す
	容	るとともに、在宅福祉サービス利用者へのDM等での個別案内を実施します。
		②賛助・団体会員の加入促進
		③広報紙面を活用した企業広告掲載
内		④共同募金型自販機設置等による自主財源拡充
תא		⑤共同募金配分金の計画的活用
		⑥寄附金の積極的な受け入れ
		⑦善意の募金箱設置個所増進
		⑧町補助金や県社協受託金確保
		⑨新規補助事業獲得へ向けた提案

③職員の連携強化・資質向上

B	的	各部門の連携強化と個々の職員の専門性向上により、総合的な生活支援の体制
	הם	をつくります。
Ħ	標	福祉に限定した資格取得や研修の受講とせず、ICTなどの利活用を含めた、
	际	幅の広い資質向上へ向けて取組みます。
	容	①フライデーミーティング等の開催による組織内連携強化を図ります。
		②オンライン(Zoom 等)研修会の開催等を促進しICTスキル向上を図ります。
内		③資格取得支援制度の活用を促進します。
		④職場環境改善へ向けた取組を進めます。
		⑤新たな助成金等の活用を推進します。

④地域福祉推進のためのネットワーク

	的	各種団体との連携強化を図るとともに、新たなネットワークづくりへ向けた取
		組を積極的に推進します。
	標	関係機関の会議等に積極的に参加し、連携・協働に向けたネットワークの強化
		に努めます。本会の協議体機能を生かして、関係団体との座談会などを積極的
		に開催し、相互理解と関係強化を促進します。
	容	①町が設置する「生活支援体制整備推進協議体」との連携
内		②町議会、民生委員児童委員協議会等、理解促進と連携強化(懇談会等の開催)
עא		③生涯学習関連事業との連携強化
		④共同募金会大井町支会の運営